

メディアージュ愛知管理運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、メディアージュ愛知大会議室の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(利用許可の基準)

第2条 施設利用の許可にあたっては次の基準によるものとする。

1 許可するもの

- (1) 組合員（賛助会員を含む）の利用に関するもの
- (2) 名古屋而立会の利用に関するもの
- (3) メディアージュ愛知入居テナントの利用に関するもの
- (4) 愛知県印刷産業団体連絡会の会員団体の利用に関するもの
- (5) その他、メディアージュ愛知の管理者が適当と認めるもの

2 許可しないもの

施設の構造上又は管理上支障があるもの

(利用の調整)

第3条 利用の優先順位は、原則として前条第1項各号の順序によるものとし、なお必要のある場合には過去の利用実績等を総合的に勘案して調整するものとする。

(利用申込み受付)

第4条 利用の申し込み受付は、第2条(1)から(4)については利用しようとする日の6か月前から同条(5)については利用しようとする日の3か月前から行うものとする。

(利用許可通知)

第5条 利用を許可したときは、次により申込者に通知するものとする。

- 1 利用申込書により利用を決定したときは、利用証の交付をもって通知する。
- 2 電話又は口頭により申込みを受けて利用を内定した場合は、その旨を申込者に連絡し、利用申込書の提出を求めて前項の処理を行うものとする。

(利用許可取消通知)

第6条 利用料金が納付期限までに納付されなくて許可を取消す場合は、利用取消通知書（様式1）の交付をもって通知する。

(利用料金の納付)

第7条 利用許可を受けた者は、当該施設を利用日の14日前（2日以上にわたって利用する場合は最初の日、以下同じ。）までに利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の返還)

第8条

1 利用日の14日前までにキャンセルが発生した場合は、納付済みの利用料金は振込手数料を差し引いて返還する。

2 利用日の14日前の翌日以降のキャンセルについては、利用料金を返還しない。ただし、利用者の責に帰さない理由により利用することができないと管理者が認めた場合は、この限りでない。

(承認行為)

第9条 メディアージュ愛知において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 看板、旗、ポスター、けん垂幕その他これに類するものを掲げ、又は貼付すること。
- (2) チラシ、パンフレットその他これに類するものを配布すること。
- (3) 電気、石油及びガス機器等の火気を使用すること。

(4) 設備を設け、又は物件を置くこと。

(5) 危険物及び重量物を搬入すること。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

1 施設利用のための準備、施設利用後の原状回復は許可された時間内に行うこと。

2 施設、備品等を汚損し、又は損傷しないこと。

3 他人に不快の念を与えたり、迷惑をおよぼすような喧噪に亘る行為をしないこと。

(損傷等の届出)

第11条 利用者は、施設又は器物等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、施設又は器物等を損傷若しくは滅失したときは、それを現状に復し、又は賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほかのメディアージュ愛知の管理運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月19日改訂、同年9月1日から施行する。

メディアージュ愛知の管理運営等に関する事務取扱要綱

(趣 旨)

第1 メディアージュ愛知の管理運営及び利用等に関する事務取扱いは、メディアージュ愛知管理運営要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(利用申込期限)

第2 要綱第4条の規定により利用申込みをする者は、利用しようとする日の20日前までにメディアージュ愛知の管理者に利用申込書を提出しなければならない。ただし、期限までに提出できないやむを得ない事情があると管理者が認めた場合は、この限りではない。

(遵守事項)

第3 メディアージュ愛知を利用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設を利用目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 許可なく、施設の付属設備、備品等を他の場所に移動させないこと。
- (3) 許可なく、施設に、ポスター、看板、旗、懸垂幕、その他これらに類似するものを掲示し、又はくぎ類を打ち付けないこと。
- (4) 許可なく、危険な物品を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく、火気を使用し、又は火気にかかわる特別の設備をしないこと。
- (6) 施設の収容定員を超える人員を収容しないこと。
- (7) 館内及び敷地内では喫煙しないこと。
- (8) 許可なく、寄付金等の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 施設利用のための準備、施設利用後の原状回復は許可された時間内に行うこと。
- (11) 施設、備品等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (12) 飲食物の持ち込み禁止。
- (13) その他利用に関する事項については、職員の指示に従うこと。

(原状回復)

第4 利用者は、施設の利用を終えたときは、直ちに利用した施設を現状に復し、職員の点検を受けなければならない。利用許可が取消され又は利用を中止させられたときも同様とする。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、メディアージュ愛知の管理について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月19日改訂、同年9月1日から施行する。